

インフラシステム海外展開戦略2030

令和6年 12 月 24 日

経協インフラ戦略会議決定

目次

第1章 基本的な方向性	3
1. 本戦略策定の背景	3
(「インフラシステム輸出戦略」等これまでの取組の評価)	3
(環境変化・課題)	3
(「インフラシステム海外展開戦略 2030」の策定)	5
2. 本戦略のビジョン	5
3. 本戦略の対象について	6
4. 本戦略におけるKPI	6
○効果KPI	7
○行動KPI	7
○分野別アクションプラン	8
第2章 具体的な施策	9
1. 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化	9
(相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応)	9
(PPPを含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化)	11
(スタートアップや中小企業、地方の企業等に対する支援)	11
2. 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保	12
(経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与)	12
(同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援)	13
3. GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応	15
(GX、気候変動、環境関連の取組)	15
(その他気候変動対策、環境分野)	16
(防災分野)	17
(デジタル分野、DX関連の取組)	18
(健康医療等分野)	19
(新たな市場とルール整備の主導)	21
(新たな市場に対応する人材育成等)	22

第1章 基本的な方向性

1. 本戦略策定の背景

(「インフラシステム輸出戦略」等これまでの取組の評価)

我が国政府は、インフラシステム輸出による経済成長の実現のため、2013年の「インフラシステム輸出戦略」策定以降、毎年改訂を重ねながら各種政策を推進してきた。政府戦略としては、2020年に「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し、直近では2023年6月に同戦略の追補版を策定したところである。これまでの間、我が国の質の高いインフラのトップセールス、国際社会における質の高いインフラの必要性の浸透(G20大阪サミットにおける首脳レベルでの「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の承認等)、各種公的支援制度の整備・改善等を通じ、我が国企業の海外のインフラ案件の受注機会は確実に増加したと考えられる。

「インフラシステム海外展開戦略2025」においては、2025年に34兆円の受注を獲得するとの目標を設定している。これに対する直近の実績として、2022年の受注額は約31兆円であると推計されている。受注額には、インフラ関連の輸出と海外現地法人への出資を通じた売上高(O&M等による継続的な売上を含む)が計上されており、こうした海外のインフラ案件の受注の増加は我が国の経済成長及び国富の増加に貢献するものである。

このように、「インフラシステム輸出戦略」にはじまる一連の取組は一定の成果を上げてきたと評価できる。今後も企業努力をはじめとする受注増加に向けた官民の取組を通じ、中長期的には生産性の向上や技術革新等を通じて我が国の産業の発展に寄与することも期待される。

しかしながら、インフラシステムの海外展開を取り巻く環境が急速に変化するとともに、国際社会は、気候変動等の地球規模課題の深刻化、自由で開かれた国際秩序への挑戦と分断リスクの深刻化、世界各地での人道危機等といった複合的危機に直面しており、カントリーリスクをはじめとする投資環境や事業環境に関するリスクやサプライチェーン途絶といった経済安全保障上のリスクが増加している。我が国企業による持続的なインフラシステムの海外展開を推進するためにはこうした課題に対する一層の対応が求められている。

(環境変化・課題)

世界のインフラ市場は、コロナ禍、グリーン・デジタル等の社会変革、新興国企業の飛躍的成長、経済安全保障上のリスクの増大等により、過去5年間で構造的に変化し

た。具体的には、①顧客ニーズとビジネスモデルの変化、②プレーヤーの変化、③パワーバランスの変化が挙げられる。

- ① 顧客ニーズについては、ハード・インフラ(社会資本整備)だけでなく、急速な都市化や少子高齢化等の複雑化する社会課題に対する複合的な解決やそれを可能とする仕組みが求められるようになってきている。また、インフラの価値は、ハードの整備による直接的な成果にとどまらず、現地の生活者の生活の質(QOL。クオリティ・オブ・ライフ)の向上によって評価されるようになってきている。こうした要請に対し、インフラシステムのビジネスモデルは、ハードの売り切りモデルだけでなく、差別化が図られる付加価値の提供が求められており、運営・維持管理(O&M)といったサービスや、制度・基準、運用ノウハウ等ソフト面の支援を継続的に提供し、ハードに付加価値を提供するモデルへと変化させていく必要がある。
- ② プレーヤーについては、特に東南アジア地域において、ODA卒業国や中進国・中進国入りが見込まれる国が増加するとともに、新興国においても現地企業が飛躍的に成長して競争が激化し、我が国企業の競争力の相対的な低下につながっている。さらに、開発途上国等は公的対外債務の増加に慎重な傾向が見られる。国際的には、開発途上国等の開発において民間主体が果たす役割の重要性が認識される中で、各国や各機関は民間資金の動員に向けた取組を強化している。この動きを踏まえてインフラシステムの海外展開のビジネスモデルを変化させていく必要がある。
- ③ パワーバランスについては、近年台頭が著しいグローバルサウスと呼ばれる新興国・開発途上国との連携強化が何よりも求められる。グローバルサウス諸国の一部は、豊富な天然資源や人口増加を背景として、近年経済力を向上させるとともに、今後長期にわたり経済的なプレゼンスや国際場裡における存在感を増していくとみられる。G7をはじめとする先進国の経済規模が相対的に低減しており、我が国は、経済安全保障の観点からも重要な事業を実施・受注し、資源や市場を戦略的かつ集中的に確保していく必要がある。

世界のインフラ市場の規模は、2023年は約713兆円と試算されており、また、2030年には約1,084兆円、2035年には約1,305兆円まで伸張するとの試算がある等、今後も更に需要が伸張することが見込まれている。

一方で、我が国企業は、世界の都市化の進行に伴う一体的な都市開発、開発途上国等における公的対外債務の増加を避ける傾向に伴う官民連携(PPP)に対する需

要、DXの進展とそれに伴うデータを活用したサービス、先進国における既存インフラの老朽化に伴う維持管理・更新ビジネス等、伸長するインフラ需要や相手国のニーズを十分に取り込めていない。カーボンニュートラルに向けて世界でビジネスチャンスが拡大する中、我が国の優れた技術を活用して世界の脱炭素化及びグリーン成長に貢献していくことも重要である。これまでのように我が国企業に強みのある設計・調達・建設(EPC)やO&Mにとどまらず、これまで必ずしも強みとはいえなかった更なる上流や下流の段階、ひいてはインフラを活用したビジネスの展開やそれを可能とする投資等、従来のインフラの概念を超えた領域においても我が国の存在感を高めていく必要がある。

（「インフラシステム海外展開戦略2030」の策定）

これらのインフラ市場をめぐる急速な環境変化や課題を踏まえ、インフラや従来のインフラの概念を超えた領域における今後の海外展開の方向性を示すため、「インフラシステム海外展開戦略2025」を見直し、2030年を見据えた「インフラシステム海外展開戦略2030」を策定することとした。インフラシステムの海外展開は官民が一体となって取り組むものであり、政府においては、本戦略の内容や我が国企業の海外展開に関する支援策等について、スタートアップや中小企業等を含めた産業界関係者に周知する取組を行う。

本戦略の第2章においては具体的施策の柱とその詳細を整理している。施策の実施状況等については定期的にフォローアップを行う。なお、インフラ海外展開を取り巻く環境は今後も変化し続けることが想定されるため、本戦略の内容について定期的に検証を行い、必要に応じてKPIを含む本戦略の見直しを行うこととする。

2. 本戦略のビジョン

本戦略は、インフラシステムの海外展開に関する2030年のあるべき姿として以下の3つのビジョンを掲げる。これまでの政府の支援のあり方や支援対象を柔軟に見直すとともに、ビジョンの実現に向けて政策や取組を効率的かつ効果的に打ち出していく。

- ① 世界のインフラ市場における我が国の国際競争力を高め、我が国企業が海外市場で「稼ぐ力」を高める。相手国のニーズに応え、従来のインフラの概念を超えた領域を含めた事業を共創し、SDGsや人間の安全保障、相手国の質の高い成長に貢献することにより、世界の経済的繁栄の未来を共に切り拓いていく。稼ぐ力については、ODAにおけるオファー型協力等を通じた積極的な事業提

案・推進に加え、公的金融の活用を通じたバンカビリティの確保等、我が国企業の事業環境の向上に向けた取組を含む。

- ② G7や日米豪印、日米韓をはじめとする同志国と連携して法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持していくとともに、グローバルサウス諸国との連携を強化する。我が国の経済安全保障の確保を念頭に、重要鉱物・物資等のサプライチェーンの強靱化や循環経済の実現等の分野においても協働を進め、グローバルサウス諸国の脆弱性の克服をサポートしながらその活力を取り込むことで我が国の国益を守る。
- ③ グリーン・脱炭素(GX)やデジタルトランスフォーメーション(DX)といった世界が直面している社会変革を成長の機会と捉えるとともに、気候変動やグローバルヘルスといった地球規模の課題解決にも取り組む。DXはあらゆる開発課題に直結しており、「質の高い成長」を達成する鍵である。また、これらは国際場裡における課題設定やルール作りが重要な分野であり、積極的に貢献していくことが必要である。

3. 本戦略の対象について

「インフラシステム海外展開戦略2025」においては、情報通信、エネルギー、交通、都市基盤等の経済インフラに加えて、医療、介護ヘルスケア、農業・食品、廃棄物処理等の社会インフラを幅広くインフラとして捉え、戦略の対象としてきた。

これに加え、経済・社会のデジタル化が進展し、特に健康・医療・介護、交通、農業・食料等といった社会生活に近い分野において、サイバーとフィジカルが融合し、グローバルサウス諸国においてもインフラのサービス化・ビジネスの高度化が進展することが想定される。その際は、フィジカル空間でのオペレーションにデジタル技術を活用する都市OS等のスマートシティの情報基盤や遠隔監視・遠隔診断といったサービスを提供するソフトウェアやアプリケーションが社会システムのコアの要素となることから、これらを幅広く本戦略の対象として捉え、特に我が国の優位性あるいは将来性のある分野には、官民が緊密に連携を図り、我が国が勝ち抜いていくために必要な施策を講じていく。

4. 本戦略におけるKPI

「インフラシステム海外展開戦略2025」では、2025年に約34兆円のインフラシステムの受注(事業投資による収入額等を含む)を成果目標(以下、「効果KPI」という。)とし、

その実現に向けた総理・閣僚等によるトップセールス件数等の目標（以下、「行動KPI」という。）を設定しつつ、官民連携の下で我が国企業が熾烈な国際競争に勝ち抜き、受注を獲得することを目指してきた。

本戦略では、昨今のインフラ市場において生じている①顧客ニーズとビジネスモデルの変化、②プレーヤーの変化、③パワーバランスの変化といった環境変化等を踏まえ、我が国のインフラシステムの競争力強化を通じた経済成長及びこれを通じた社会課題解決への貢献や外交課題への対応の両立を目指している。これらの取組の中には中長期に亘るものも含まれることから、本戦略の目的の達成状況を計測するため、2030年に到達すべき目標（KPI）を設定し、その進捗を把握することとする。

○効果KPI

「インフラシステム海外展開戦略2025」においては、輸出と海外現地法人への出資を通じた売上高（O&M等による継続的な売上を含む）を受注実績とし、また、海外現地法人の売上については原則として政府統計を活用した受注実績を用いることとしていた。集計区分については、「ユーティリティ」、「モビリティ・交通」、「デジタル」、「建設・都市開発」、「農業・医療・郵便等」という区分を設け、さらに、受注実績の副次的指標として我が国企業の海外現地法人への出資額の集計をしていた。

本戦略においては、こうした効果KPIに関する考え方を維持するとともに、官民連携の下、本戦略に掲げる各施策を強力に推進しつつ、直近のインフラ市場の動向等を踏まえ、2030年に45兆円のインフラシステムの受注額を目指すことを効果KPIとして設定する。

なお、輸出や海外現地法人の売上については、より正確な数値を捕捉する観点から、必要に応じて集計の手法の見直し等を行う。

○行動KPI

これまで、政府一丸・官民一体となって我が国のインフラシステムのトップセールスを精力的に展開してきた。今後もあらゆる機会を捉えたトップセールス及び関係省庁等によるフォローアップに取り組んでいくことが必要である。「インフラシステム海外展開戦略2025」においては、こうしたトップセールスを含め、上記の効果KPIの達成に向けた取組を計画的に進める観点から、具体的な数値目標を含む行動KPIを設定していた。また、行動KPIに関する取組状況を年央に取りまとめて公表するとともに、目標に達していない取組については課題を分析し、今後に向けて改善を図ることとしてい

た。これらの行動KPI及び関連する取組については、本戦略においても当面維持することとする。また、「公的支援機関による資金供給状況」については、各年の行動KPIの状況とともに公表してきたが、当面これを継続することとする。

本戦略における行動KPIは、以下のとおりとする。なお、これらのKPIについては、インフラ市場の動向や国際情勢等を注視しつつ、必要に応じて見直しを行うこととする。

(1) トップセールスとフォローアップ

総理・閣僚・各省幹部によるトップセールス等件数：

年間250件以上

(2) 提案力強化

インフラシステムのDXの加速化に関する指標として、先進的なデジタル技術・システムの獲得・活用等に係る案件形成等に向けた支援件数：

年間55件以上

(3) 継続的関与

海外展開に関する継続的な関与及び安定的な収益機会の確保に関する指標として、O&Mを含む案件またはPPP事業参画に向けた支援件数：

年間70件以上

○分野別アクションプラン

効果KPIの達成に向けて、「インフラシステム海外展開戦略2025」において取組を進めていた「分野別アクションプラン」(令和3年6月17日経協インフラ戦略会議決定)に基づき、本戦略においても引き続き、受注・成約に至るまで複数年を要する公的支援が行われるプロジェクトの進捗状況の把握等に関する取組を継続する。

第2章 具体的な施策

1. 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化 (相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応)

インフラシステムの海外展開について、相手国との共創を通じて質の高い成長に貢献していくためには、まず我が国が相手国から共創のパートナーとして選ばれることが肝要である。そのためには、海上・航空等の安全管理、防災・強靱化技術、気候変動・環境の対応に資する都市開発、安全・安心の交通システム、電力・エネルギーインフラや水供給等我が国の強みを活かしたインフラシステム等のトップセールスを強化するとともに、ミッションの派遣や官民フォーラムを通じて相手国に対する発信力・提案力・交渉力を強化する必要がある。

グローバルサウス諸国に対しては、我が国への招へいや研修等を戦略的に強化し、我が国のインフラ関連技術やサービスに直接触れて優れた点を理解し、当該国関係者が我が国のインフラを導入するよう慫慂する。特に、将来的に当該国政府幹部となる可能性が高い優秀な若手行政官の人材育成を本邦での長期研修を通じて行うことで、戦略的な人脈構築を行う。我が国は引き続き、開放性、透明性、ライフサイクルコストからみた経済性、債務持続可能性等の要素を含む「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿って、ジェンダーの視点を含めた社会的に包摂的なインフラを相手国のニーズに基づいて整備する。G20プロセスにおける、質の高いインフラ投資を促進するための議論に引き続き積極的に参画する。グローバルサウス諸国は歴史、文化、宗教、政治体制、経済の発展度合い等が多様であることから、個別の国・地域の事情に応じた多様なニーズを適確に把握し、相手国との対話と協働による社会的価値の共創を実現し、迅速な支援を行い、これまでの海外展開を通じて相手国と築いてきた信頼を更に深化させる。ASEAN各国に対しては、日ASEAN包括的連結性イニシアティブの下、ハード・ソフト両面で連結性強化を支援していく。

また、インフラシステムの提案に当たっては、我が国と相手国の双方が裨益する案件の創出に向けて、相手国のニーズや事業展開のボトルネック等を確認する案件発掘調査を実施するとともに、第三国市場における連携も含め、現地の状況を踏まえた事業化のための実証事業や協業等を行っていく。さらに、外交政策上、戦略的に取り組むべき分野においては、企業や公的機関等課題解決力を有する多様な主体と連携して行われる「オファー型協力」を通じ、ODAやその他の公的資金(OOF)、民間資金を含む形で、日本の強みを活かした魅力的な協力メニューを能動的に提案する。

デジタル、グリーン、農業・食料といった分野においては、我が国技術の概念実証

(PoC)や国際実証、二国間クレジット制度(JCM)等を活用した事業等への支援を強化する。農業・食料の分野においては、日本国内の農業生産基盤を維持し、地方の稼ぎの柱とするため、NEXIの貿易保険等も活用し、サプライチェーンに関わる当事者が一体となった戦略的な輸出の体制の整備・強化を行う。また、グローバルサウス諸国に対して我が国の農林水産技術の展開や動物疾病・植物病虫害対策の技術の向上支援、災害対策の働きかけを行うとともに、国際機関との連携強化等を通じた現地企業や生産者とのマッチングを図り、温室効果ガス(GHG)の排出削減を含めた農林水産業の生産性向上及び持続可能性確保を進め、世界の食料需給の安定に貢献する。

また、スマートシティ(工業団地を含む)や公共交通指向型都市開発(TOD)、交通ソフトインフラ等の複合的なまちづくりに関する分野においても、調査や実証に対する支援を通じて我が国の質の高い、社会的包摂の概念を取り入れたインフラやサービスを積極的に提案し、案件の獲得に向けた取組を強化する。具体的には、急速に都市化が進むグローバルサウス諸国に対し、日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会(JASCA)等の枠組みを活用し、国際会議や現地でのセミナー実施を通じて我が国のスマートシティ優良事例・我が国技術等の情報発信や現地企業・自治体を含めたビジネスマッチングを実施する等、TODや3D都市モデル等について相手国のニーズを踏まえた取組を推進する。

案件形成においては、同志国や国際開発金融機関(MDBs)、現地の公的機関との連携を通じてバンカビリティの向上とリスクコントロールの強化を図る。資源開発や新技術等のグリーンフィールドの海外展開については、公的資金による支援を拡大するとともに、長期の資金供給や出資の機能等を通じて積極的なリスクテイクを行う。国際金融機関やグローバルサウス諸国を含めた海外の国・地域の公的金融機関との連携を強化し、我が国企業のビジネスチャンスにつなげていくとともに、民間資金を動員する呼び水としての公的金融の機能を強化するため、ODAやOOFといった公的資金と民間資金を適切に組み合わせるブレンデッド・ファイナンス等の多様な仕組みを構築し、活用していく。

案件が形成されやすい環境作りに向けて、現地において日本企業や日本の関係機関、同志国の関係者等との連携を強化しつつ、在外公館長が先頭に立って相手国に対してビジネス環境の改善や案件への支援を継続的に働きかけていくことも必要である。また、司法外交閣僚フォーラムの成果を展開し、法の支配の推進に向けた法制度整備支援等の国際協力・司法外交を外交一元化の下で推進する他、中小企業に対する国際仲裁に係る周知啓発も含む官民が緊密に連携した国際仲裁の活性化、

国際法務人材の育成、中小企業の海外進出を支援するための現地法制の調査研究、法令外国語訳の推進等に取り組む。

(PPPを含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化)

我が国企業が相手国のインフラシステム等の基本構想・計画等の策定といった上流段階から積極的に関与するため、マスタープランの策定やそれに基づく個別案件の事業可能性調査(F/S)等に対するODAや産業協力等の支援とこれに対する我が国企業の関与を強化する。その際、我が国の人材と相手国の人材の交流を促進することで国際的な頭脳循環を図り、相手国と共に経済社会開発に係る諸課題に対する解決策を共創する。我が国企業と現地企業とのネットワーキングや情報共有に向けて「経済外交強化のための『共創プラットフォーム』」の考えの下、在外公館にて指名されている経済広域担当官や日本企業支援担当官が中心となり、日本の関係機関の現地事務所等とのネットワークの連携を強化する。我が国企業の海外における安定的な活動を確保するため、在外公館の日本企業支援窓口等においては、経済的威圧に対する初動の対応を含め、我が国企業からの相談に迅速かつきめ細やかに対応していく。

PPPについては、我が国企業による案件の発掘や形成に対する支援を強化する。具体的には、日バングラデシュ・ジョイントPPPプラットフォーム等の二国間や多国間の政策協議や官民プラットフォーム等を通じ、開発途上国政府のバイアビリティ・ギャップ・ファンディング(VGF。将来の収益の不確実性があるにもかかわらず、企業が収益を上げること確保できるよう、政府が補助する制度)、出資、融資や政府保証等の活用による官民の適正なリスク分担を促す等、PPP事業の事業性・採算性を確保するための戦略的な取組を進める。

(スタートアップや中小企業、地方の企業等に対する支援)

我が国においては、世界最先端のスタートアップ創出拠点の構築に向けた取組が進められているところであり、こうした我が国のスタートアップ企業によるインフラビジネスの海外展開を促進する。その観点から、スタートアップを含む我が国の中堅・中小企業が持つ技術を活用し、相手国の社会課題解決に資する事業を実施できるよう、中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)を拡充するとともに、「新規輸出1万者支援プログラム」や「海外ビジネス支援パッケージ」(NEXI・日本政策金融公庫・中小企業基盤整備機構)を通じた販路開拓やビジネスマッチングの支援、JBICによるスタートア

ップ、中堅・中小企業等の支援を通じ、グローバルサウス諸国での事業参入や事業展開に向けた環境整備を進め、地方を拠点とした企業の海外展開を積極的に支援する。

その際、NEXIの「LEADイニシアティブ」や「SEEDスキーム」をはじめとした融資保険や投資保険・輸出保険、JBICによる支援等も活用し、これらの企業のリスクヘッジや資金調達のニーズに対し積極的に支援する。NEXI、JBIC、JICAと地方銀行や信用金庫との連携を強化するとともに、中堅・中小企業向けのセミナー等を通じ、グローバルサウス諸国における社会課題解決等に向け、地方の企業が持っている技術や強みを生かした案件組成につなげる。また、O&Mや投資による事業参画等を通じてこれらの企業が継続的に案件に関与できるよう、相手国のニーズに応じて付加価値を創出する取組を支援する。

また、グローバルサウス諸国においてもスタートアップ企業の成長がみられることから、ASEAN諸国をはじめグローバルサウス諸国等における我が国のスタートアップ企業の海外展開につながり、さらに、同展開が将来の我が国におけるイノベーションの種を創出する等、日本の国益につながるエコシステムを構築していくことも必要である。

これらの取組を進めるに当たっては、相手国の地方都市との「グローバル」な都市間の連携も有効である。例えば脱炭素推進のための基盤制度の構築に向けたキャパシティビルディングや効果的な脱炭素事業の形成を支援する等、都市間の連携を通じて日本における経験やノウハウを浸透させることも必要である。また、開発途上国の課題解決に資する知見を有する我が国の地方自治体と開発途上国の交流を促進し、グローバル人材の育成等に取り組む。

2. 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保

(経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与)

経済安全保障は、企業にとって、長期的かつ安定的なビジネスを進めるに当たって不可欠な考慮要素となっている。また、資源・エネルギーや食料といった重要物資の多くを輸入に依存する我が国にとって、これらの物資の安定的な供給を確保することが我が国の経済安全保障上不可欠である。昨今の国際情勢に照らせば、企業が提供する財・サービス及びこれらの重要物資のサプライチェーンの強靱化は喫緊の課題であり、上流から下流まで民間主導の案件形成を積極的に推進するとともに、先進国を含む地域間の連結性向上(陸路、海路、デジタル等)等に必要なインフラの整備等を面的に支援する。その際、例えば、ウクライナ情勢の影響や海外の港湾の混乱といったサプライチェーンが途絶するリスクを踏まえ、国際物流の多元化・強靱化を図るため、

従来のを代替又は補完する輸送手段・ルートの実現に向けた調査や実証に取り組む。

石油・天然ガス、銅やレアメタル等の重要鉱物については、同志国等との協調を含めた資源外交を進めるとともに、安定供給を確保するため、海外での上流開発をはじめとするサプライチェーンの強靱化を推進する。食料については、国内生産で国内需要を満たすことができない主要穀物等の安定的な輸入を確保するため、我が国輸入事業者が海外に有する調達網の強化を図るとともに、コールドチェーンの物流サービスの重要性や規格に準拠した品質管理の有効性を訴求し、我が国物流事業者によるコールドチェーン物流サービスの海外展開を支援するための実証輸送等を実施する。

重要物資の安定供給及び我が国企業の産業競争力維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化及び関連するインフラの整備等については、公的金融による支援を強化していく。具体的には、2023年に実施されたJBIC法の改正による出融資対象の拡大等を通じてスタートアップを含めた我が国企業の海外展開及びサプライチェーン強靱化を支援する。また、我が国企業がカントリーリスクに備えた上で海外展開を進められるよう、NEXIの貿易保険事業のリスク対応能力の強化を行う。さらに、同志国の関係機関との連携を強化し、我が国企業のサプライチェーンを支える外国企業への必要な支援を提供し、ODAやその他の公的資金、民間資金を適切に組み合わせ積極的に支援する。経済安全保障上特に重要なインフラや地域の案件については、積極的なリスクテイクを可能とすべく、同志国等との連携を一層強化して対応する。

我が国が置かれている資源制約を克服するためにレアメタル等の重要物資を資源循環により戦略的に確保し、経済安全保障を確保するための国内外の資源循環体制を確立することも必要である。その際、G7気候・エネルギー・環境大臣会合における循環経済等に関する合意を踏まえ、人材育成や案件形成等をパッケージで支援し、我が国の循環産業の戦略的な海外展開を進める。例えば、ASEAN諸国等に日本の優れた廃棄物管理やリサイクルに関する制度や技術等を展開し、電子スクラップ(E-scrap)等の適正な回収を支援しつつ、我が国で高度に再資源化する体制を構築する。また、国内外の資源循環ネットワーク拠点の構築を推進し、2030年までにE-scrapのリサイクルの処理量約50万トン(2020年比5割増)を目指して拠点や関連設備の整備を支援する。

(同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援)

グローバルサウス諸国との連携強化に当たっては、我が国の経済安全保障に留意

しつつ、多様なステークホルダーとのつながりを重層的に構築する「アウトリーチ型的外交」も活用し、我が国企業の「勝ち筋」の見える国・分野等を踏まえ、優先度に応じて戦略的かつ集中的な支援を行い、重要案件の形成と事業化を進めていく。戦略的な関係構築に向け、貿易投資関係の強化を通じて相互の経済成長の実現を追求するとともに、重要鉱物・物資等のサプライチェーン構築による経済強靱性の強化や、循環経済の実現等を推進していくことが我が国の経済安全保障、ひいては国益につながる。

近年、一部の国による過剰生産等により、不当に安価な製品が世界市場を席卷し、グローバルサウス諸国を含む多くの国における産業基盤を棄損することで持続可能な成長を阻害し、ひいては経済強靱性や経済安全保障の脅威となっていることが指摘されている。こうした不当に安価な製品への過度な依存に対処するためには、インセンティブ等を通じて需要を喚起し、市場で価格以外の要素が正当に評価されることが重要である。具体的には、持続可能性や信頼性等の共通の原則に照らし、例えば環境負荷低減やサイバーセキュリティ、安定供給等の基準を補助金や政府調達といった政策ツールに実装することが重要である。こうした基準の策定に向けた同志国との連携や、グローバルサウス諸国等への普及に取り組む。

グローバルサウス諸国との関係構築は、多様性を踏まえたテーラーメイドなアプローチが基本となる一方、国単位の検討だけではなく、グローバルサウスを地域単位や地域を越えたより大きな面的視点（インド洋、インド太平洋等）で捉え、同志国等との緊密な連携や役割分担等を踏まえた戦略的な対応も必要となる。その際、国連憲章にある諸原則やルールに基づく自由で公正な経済秩序を堅持した信頼に基づく経済関係を基本とし、国連システムの強化等を通じたグローバル・ガバナンスの強化に貢献するとともに、経済・社会・環境の諸課題への対応を含むSDGsの達成を目指す等、グローバルサウス諸国との共通項を強調し、国際公益の実現を共に目指すことが国際社会における分断と対立の動きを協調へ導くことにもつながる。

これらの考え方を踏まえ、我が国は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟を基軸に、豪印韓英比加を含め、欧州、ASEAN、太平洋島嶼国、中東地域等の同盟国・同志国との協力連携を進める。トップ外交、政策対話の深化、官民フォーラムの開催等による重層的な関係作りを行い、グローバルサウス諸国への関与を強化する。ロシアによる侵略の影響を受けるウクライナ等に対しては、経済の復興や産業の高度化に向けた交通・都市基盤等の経済インフラ、農業、バイオ、デジタル等分野での人材育成、案件形成やスタートアップを含む日本企業の現地の活動を支援する。

グローバルサウス諸国の経済や社会等のデータや情報の整備・共有の充実に向けて官民が連携して取り組むとともに、グローバルサウス諸国におけるビジネス環境の改善等については関係省庁及び関係機関等が一体となって働きかける必要があり、プロジェクトの支援と合わせ、重層的・横断的に対応していく。その際、GX・DXや経済安全保障の分野においては、グローバルサウス諸国への事業展開に関する実証等により我が国の技術を活かした事業化を支援し、それらの国の経済成長や社会課題解決に貢献する。

3. GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応

(GX、気候変動、環境関連の取組)

アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)等の枠組みを通じて、脱炭素化・経済成長・エネルギー安全保障の同時実現及び各国の事情に応じた多様な道筋によるネットゼロに向けた協力を進める。具体的には、2024年10月に首脳間で合意された「今後の10年のためのアクションプラン」に沿って、サプライチェーンのGHG排出量の見える化やトランジション・ファイナンスの推進等を図る。また、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)等によるエネルギー移行のロードマップ策定支援、水素やアンモニア等のゼロエミッション技術の開発、実証及びサプライチェーンの構築、都市の脱炭素化・強靱化、進出する日本企業の調達電源の脱炭素化、送配電網等のインフラ整備等、プロジェクトの実施や東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)のアジア・ゼロエミッションセンター等を通じたルール形成を含む政策協調により、アジア諸国との協力を推進する。低炭素水素等については、水素社会推進法に基づき、国内外におけるサプライチェーンの構築を進める。

原子力発電については、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX推進戦略)に基づいて、同志国と連携し、我が国サプライチェーンの強靱化にも寄与する海外プロジェクトへの我が国企業の参入を公的金融も活用し支援する。

公正なエネルギー移行パートナーシップ(JETP)を通じ、パートナー国政府とのエンゲージメントや再生可能エネルギー等への投資のための支援を推進する。国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備として、日ASEAN気候環境戦略プログラム(SPACE)を通じて、アジア太平洋統合評価モデル(AIM)やコ・イノベーションのための透明性パートナーシップ(PaSTI)等による長期的な国レベルでの低排出開発戦略や野心的な削減目標策定の準備、企業活動に伴うGHGの排出量算定や報告制度の構築、アジアでの連携強化等を支援する。G7や世界銀行等との連携による新たな

枠組み「RISE (Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement。強靱で包摂的なサプライチェーンの強化)」を通じ、特定国に過度に依存するクリーンエネルギー関連製品のサプライチェーンにおいて、低中所得国がより大きな役割を果たせるよう互恵的な支援を行い、供給網の多様化を推進する。

JBICやJICA等の機能、NEXIの「LEADイニシアティブ」等を通じて、水素やアンモニア、CCS等の新技術分野の取組を支援し、エネルギーtransition投資を加速するとともに、アジアで活動する金融機関、金融当局等と連携したtransition・ファイナンスを推進する。

「日ASEANみどり協力プラン」等に基づき、生産力の向上と持続性を両立する農業生産方式とフードバリューチェーンへの転換を支援するため、GHG排出削減のための栽培管理技術、農業生産性向上に資するスマート農業技術等の国際的普及に取り組む。また、アマゾン地域における森林破壊の防止や違法伐採対策、劣化牧野改良事業を通じた持続可能な開発に対し、国際社会を巻き込みながら「日・ブラジル・グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ (GPI)」に基づいた取組を行う。

主要国や国際機関等と連携しながら、持続可能な航空燃料(SAF)の供給・利用拡大、ゼロエミッション船の技術開発やカーボンニュートラルポート(CNP)の形成推進等に取り組むことにより、交通運輸分野における脱炭素化を推進する。

二国間クレジット制度(JCM)については、世界全体の緩和取組及びパリ協定に沿った「質の高い炭素市場」の促進に貢献し、また、その成果を我が国のNDC(国が決定する貢献)実現にも活用できるよう、JCMを活用した国際緩和協力の拡大・加速を図る。具体的には、JCMプロジェクトの分野・領域の拡大、削減ポテンシャルの大きい案件の発掘・形成(泥炭地管理、CCS等)や、アジアの企業の排出量把握を促進する透明性能力強化プログラム、民間資金を中心とするJCMプロジェクトの推進、戦略的なパートナー国の新規開拓、AZECやG7等の国際的な枠組みを通じたカーボンマーケットに関する知見や経験の共有、アジア開発銀行(ADB)をはじめとする国際機関との連携、農業分野等のメタン削減案件の創出等を通じ、「質の高い炭素市場」の構築推進等に取り組む。

(その他気候変動対策、環境分野)

GX分野の取組に加え、気候変動に対する適応についても我が国の知見を活用し、国際協力や官民連携による海外展開を推進する。G7気候・エネルギー・環境大臣会合で取りまとめた「G7気候災害対策支援インベントリ」等に基づき、早期警戒システム

等の我が国の気候関連サービスの海外展開を促進し、気候変動に伴う損失及び損害に対する包括的な支援を提供する。「熊本水イニシアティブ」等に基づき、AIやセンサーを活用した水害のリスク評価の高度化、ダム、下水道、農村開発等の高度な運用操作や整備計画策定等を可能とするハイブリッド技術の活用を推進するとともに、気候変動に対する緩和策と両立でき、また先進技術を導入した水供給、衛生施設等の我が国が有するインフラの運用操作のデジタル化やイノベーションの活用を推進し、基礎的衛生環境の改善等に向けた取組を推進する。このような「質の高いインフラ」の整備に向けたF/Sや官民協働の提案を実施し、社会課題の解決と持続可能な経済成長の実現に貢献する。気象分野については、気象レーダー等の気象観測機器や我が国の民間気象サービス事業の海外展開を支援するとともに、アジア太平洋における気象衛星ひまわりのデータの利活用の支援を行い、気候変動に伴う気象災害リスク対策といった社会課題の解決に貢献する。

環境分野については、脱炭素化と他の環境課題解決のシナジーを推進するとともに、我が国における公害や廃棄物に関する経験や技術、制度等を基に、相手国における環境汚染の低減や公衆衛生の向上、プラスチック汚染問題の解決等に向けて、国際的な枠組みも活用しつつ、案件形成の段階から社会的な仕組みと一体で「質の高い環境インフラ」の海外展開に取り組む。福岡方式(準好気性埋立方式)のような環境負荷の低い廃棄物処分場や廃棄物発電、アスファルト再生技術等の導入を推進すること等により、世界の環境と成長の好循環の実現に貢献する。

(防災分野)

近年、気候変動等による極端な気象現象が顕著であり、降雨量が増加している地域では洪水や土砂災害による被害が激甚化・頻発化している。また、国境を越えた経済活動やサプライチェーンの拡大に伴い、他国の災害の影響を受ける蓋然性が高まる等、世界的に災害リスクが増大している。

我が国は、自然災害の発生頻度が高く、かつ、発生する災害も多様であり、これらの災害に対し、知恵と工夫をこらした実効的な対策を講じて発展してきた。我が国が公共事業として治水事業に継続的に支出を行い、災害リスクの削減に取り組んできたことが高度経済成長の礎となったこと等、我が国の防災技術、制度政策その他の知恵と経験は実践的で示唆に富み、経済成長と防災の両立を目指す国から求められるものとなり得る。また、我が国は仙台防災枠組等の国際的な防災施策の指針策定を主導してきており、今後も防災分野における国際的な貢献が期待されているところである。

こうした観点から、我が国は、相手国による防災に資するインフラ等への事前の投資及び当該インフラの維持・運用能力の強化に協力するとともに、相手国によるソフト面を含めた総合的な防災推進体制の拡充の取組に協力していく。相手国の災害復興においては、応急の復旧にとどまらず、将来の災害リスクが削減されるレジリエントな復興に協力していく。また、これらの取組と並行し、官民防災セミナー等を通じ、防災に関する知見や技術を有する我が国企業の海外展開を積極的に支援する。

(デジタル分野、DX関連の取組)

広い視点での国益を守るため、デジタル、電力、金融、宇宙等、経済安全保障や次世代市場の獲得の観点から重要なインフラ及びそれを支える周辺のインフラシステムの海外展開について、官民のファイナンスも駆使して戦略的に受注を獲得していくとともに、人材育成等も支援する。その際、サイバーセキュリティにも留意し、インフラ設備に埋め込まれた不正な機能が妨害行為等の手段として使用されるおそれがないよう留意する。

デジタルインフラのうち、携帯電話(5G)については、有志国企業の異なるベンダーの機器を自由に組み合わせて基地局ネットワークを構築できるようにするシステム(Open RAN)を含む先端技術について、同志国と連携して5Gのネットワークシステムに係る信頼性や安全性、開放性の重要性を広めつつ、各国での実証事業や海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)による伴走支援等を通じ、6Gの規格の確定を待たずに日本製品のグローバル市場への浸透を図る。オール光、非地上系等を含む次世代情報通信インフラ(Beyond 5G)については、早期実現に向け、研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開の取組を一体的に推進する。

人工知能(AI)については、2023年に我が国がG7議長国として取りまとめた「広島AIプロセス包括的政策枠組み」等を基に、安全、安心で信頼できるAIの実現及びその普及に向けた国内外の取組を進める。また、爆発的に増加するAIの需要等に対応するため、データセンターや海底ケーブル等のデジタルインフラ、電力インフラについては、グローバルサウス諸国との連結性を強化する観点からも、同志国等と連携しつつ整備を推進する。

経済・社会のデジタル化の進展に伴い、インフラのサービス化やインフラビジネスの高度化が進む中、インフラにおけるソフトインフラの重要性が一層増しており、人材育成を含め、これらの海外展開を推進する。デジタル技術を活用して都市課題等を解決するスマートシティは、今後大きな成長が見込まれるASEANやインド等において、相手

国政府等との相互協力により、案件形成調査等を通じて我が国企業の進出を支援する。

デジタル技術を活用したスマート農業については、人口減少に伴い縮小する国内市場の中で国内生産基盤の維持に貢献しているところであり、海外の需要に対応した新技術の活用を促進し、アジアやアフリカの農業における課題解決や生産性の向上、食料の安定供給に貢献する。

宇宙分野については、宇宙機器や衛星の輸出に加え、海外のパートナーとの衛星データの利活用等を通じたソリューションビジネスの共創を支援する。国際会議や二国間対話、国際的なイベント等を活用したビジネスマッチングや我が国企業海外展開に向けた技術実証やビジネス実証を支援する等、官民一体となって我が国企業の海外展開を支援する。

準天頂衛星システムみちびきの信号受信可能エリア(東南アジア、太平洋島嶼国等)においては、関係省庁や関係機関が連携し、各国の意向やニーズを踏まえた実証事業や人材育成等を積極的に実施していく。

ブロックチェーンや二次元コード等のデジタル技術を活用した金融インフラの海外展開は、グローバルサウスにおける金融包摂を確保するとともに、社会のデジタル変革やSDGsの達成といった多面的意義を有する社会・生活基盤の構築に貢献するものである。相手国の実情に合わせたデジタル金融サービスの実証や当該金融サービスの導入に向けた制度設計の支援等を通じ、関係省庁等が連携して我が国企業が有する技術の普及促進と海外展開を支援する。また、ブロックチェーンの技術はサプライチェーン管理に有用なものであり、デジタル技術を活用した貿易プラットフォームの海外展開についても取組を進める。

(健康医療等分野)

アジア諸国における高齢者の急増やそれに伴う健康・医療・介護サービスの需要の増加、グローバルサウス諸国における健康格差の是正等、我が国が課題先進国としての知見を活かせる健康医療等分野の社会インフラ・ビジネスの海外展開を推進する。

我が国は、これまでの知識や経験を基に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC。基礎的な保健医療サービスを必要な時に負担可能な費用で享受できる状態)をはじめ医療・保健分野における国際貢献や相互利益に基づく医療制度、技術、人材、関連製品等の国際展開の推進に取り組んできたところである。

これらの取組に加え、今後は低中所得国のUHC達成に向けた支援の拠点となる

「UHCナレッジハブ」の日本設置、ERIAと連携した外国医療人材の育成、医療・介護の国際展開、Gaviワクチンアライアンス及びグローバルファンド等への貢献、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指した気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス(ATACH:Alliance for Transformative Action on Climate and Health)の取組促進、グローバルヘルスにおけるインパクト投資のガイダンス策定への貢献を通じたグローバルサウス諸国への民間投資や我が国企業の国際展開の促進に向けた取組を進める。

その際、スタートアップ企業を含め、日本のヘルスケア産業が有するポテンシャルを引き出し、グローバル市場をリードできるヘルスケアマーケットの創出に向け、グローバル市場への進出を支援する相談窓口を強化する。介護分野においても同様の相談窓口として「CARISO (CARE Innovation Support Office) (仮称)」を立ち上げる。

医療機器については、我が国の医療機器産業のグローバル市場獲得を目指し、臨床試験や実証等への支援やスタートアップと大手企業の連携強化によるイノベーション創出の推進、国際標準の戦略的な活用等に取り組むとともに、現地ニーズや利用者のセグメント(所得階層、地域性等)に合わせたサービス開発や市場拡大に向けた関係機関による相談機能や官民によるマッチングイベントを通じて支援体制を強化する。特に、ヘルスケア専門の国際展開支援組織であるMEJ (Medical Excellence JAPAN) の機能強化を通じ、産官学医の連携による保健・医療分野の課題解決(ME_{xx}構想)等を推進し、グローバルサウス諸国への展開を強化する。

人口の高齢化については、国連の推計によると、開発途上国では65歳以上の人口が2020年の4.9億人から2060年には15億人に増加し、65歳以上人口の比率が7.5%から17.2%に上昇すると予測されている。一方で、ILO(国際労働機関)によると社会保障制度を利用できるのは世界人口の52.4%に留まっている。我が国は、欧米に比べて短い期間で急速に高齢化が進展し、社会経済の変化に適応して独自の社会保障制度を構築してきており、こうした経験は、現在高齢化が進んでいる東南アジアや中南米等の諸国に対し、多くの示唆と教訓を提示できるものである。こうした観点から、JICA等による協力を通じ、地域の自主性や特性に応じた包括的な支援・サービスの提供体制や関連する人材育成、相手国の年金や介護等の制度の充実、社会保険料の徴収能力強化や実施体制整備を支援するとともに、高齢者向けの製品やサービス、技術等を提供する我が国企業の海外展開を積極的に支援する。

(新たな市場とルール整備の主導)

GXやDXのような技術革新のペースが速い分野や、国際保健、環境問題等の地球規模の課題については、国際社会全体が協力して対応に当たる必要があり、その際、国際場裡における課題設定やルール作りがとりわけ重要である。我が国のインフラシステムの海外展開を強化する観点からも、これらの分野において、国際標準化や相手国・地域における制度整備等のルールメイキングに積極的に参画していくことが必要である。また、情報通信や自動車等の分野で行われているように、国際機関の要職への日本人の登用の促進等を通じ、国際標準の策定に人材面でも関与していくことが必要である。

新たな産業の芽となるフュージョンエネルギーや量子、経済社会を支える基盤的な技術・分野であるAI、バイオ、マテリアル、半導体、Beyond 5G、健康医療等の分野については、グローバルな視点での連携を強化し、市場創出等に向けた国際標準化等の国際的なルールメイキングの主導・参画や、G7をはじめとした同志国やASEAN・インドを含むグローバルサウスとの国際共同研究、人材交流等を推進する。DFFT (Data Free Flow with Trust) については、G7広島サミットでの承認を受けて新たにOECDに設立された国際枠組み (IAP: Institutional Arrangement for Partnership) の下、データの越境移転に係る各国制度の透明性向上や必要な技術の検証等、関連プロジェクトを進める。また、国産化や我が国の技術力の強化につなげるため、ペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力等の目標及び革新技術の開発と社会実装の早期実現に向けた支援や制度的措置の検討、国際的な研究開発体制や国際標準の整備、人材育成やサプライチェーンの構築に向けた支援を行う。

循環経済に関する国際ルールについては、G7広島サミットで承認された循環経済及び資源効率性原則に基づき、企業の循環性情報開示手法を含むグローバル循環プロトコルの開発に貢献し、国際標準化を進める。また、2026年度までにバリューチェーンの循環性指標や環境負荷削減推計手法を開発する等、製造立国として、同志国と連携しつつ国際ルール形成をリードする。さらに、グリーン金融関連のガイドライン策定等を通じ、循環経済の実現に向けたESG (環境・社会・ガバナンス) 投資を推進する。

我が国の強みをインフラシステムの海外展開における国際競争力につなげる観点から、国際標準に対する戦略的な取組を推進する。物流分野においては、日ASEAN交通連携の枠組みを通じて日本式のコールドチェーン物流サービス規格等の国際標準化を推進し、相手国での普及に向けた働きかけを進める。鉄道分野においては、多

国間の相互乗り入れを前提とした欧州規格(EN)の国際規格化が急速に進展する中、我が国の鉄道技術の汎用性やコスト面の課題が顕在化している。我が国の鉄道技術・規格の国際標準化対応を推進し、我が国企業の海外展開の円滑化を図る。また、日本のスマートシティの海外展開に向けて、海外のパートナーとも連携しつつ、都市OSを含むスマートシティの標準アーキテクチャの国際標準化を推進する。水災害に対する事前防災対策を加速させるため、我が国のリスク評価手法の国際標準化等を推進する。また、港湾分野においては、我が国の港湾技術基準の普及や国際航路協会(PIANC)等との連携を通じて我が国の基準や規格等の国際標準化を推進する。

標準化の先を見据えたパートナー国との連携、他国との連携による標準化に取り組む人材の育成支援等については、官民が協働した長期的取組が必要であり、適切にフォローする。

(新たな市場に対応する人材育成等)

我が国企業が海外に展開するインフラシステムの整備や運営・維持管理については、我が国における労働者人口の減少を見据え、現地人材の育成や国内における外国人材の活躍の舞台を積極的に提供していくとともに、海外での事業運営等を担える我が国人材の育成が必要である。

グローバルサウス諸国をはじめ海外展開の相手国との長期にわたる二国間関係の構築に向けて、高度外国人材や特定技能・育成就労の人材の確保や我が国企業の研究開発及びマーケティングの戦力になり得る人材の確保に取り組むとともに、我が国の技術やサービスへの理解を深めるための招へい・研修や大学間連携を軸とした留学を含む若者世代や日系人の人材育成・人材交流や文化交流の取組を強化する。また、インド等における次の世代を共に創造する人材交流を含めたグローバルサウス未来産業人材育成等事業や、JICA開発大学院連携、人材育成奨学計画(JDS)、日越大学構想をはじめ、重要な国と我が国の二国間・多国間の継続的な人材育成・交流事業を推進し、グローバルサウス諸国の人材を取り込んでいくとともに、我が国政府・企業等の人材ネットワークを構築していく。

インフラシステムの海外展開に関する人材不足に対し、国内外の人材流動化を促進するとともに、我が国企業等によるグローバル人材の採用・育成を促進するため、海外インフラ展開人材養成プログラム等の育成支援を実施する。

民間企業・団体、研究機関・学術団体、関係省庁・関係機関等は、我が国企業による国際標準化等のルールメイキングを活用した海外ビジネスの展開の促進に必要な

戦略の策定・実行能力や人材等が自律的・持続的に強化される基盤となるエコシステムを整備していく。

JETROによるアクセラレーションプログラム等の拡充に加え、グローバル思考の起業家を育成するため、海外派遣を含め起業家の育成・支援を質・量ともに充実させ、日本の起業家による海外での事業展開に関する支援を強化する。

以上